N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{19} ＝ 1.000

O_{20} ＝ 1.75000

O_{21} ＝ 1.75000

O_{22} ＝ 3.75000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

Q_{19} ＝ 1.0000

Q_{20} ＝ 1.75000

Q_{21} ＝ 1.75000

Q_{22} ＝ 3.75000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{14} ＝ 1.000

S_{15} ＝ 1.051

S_{16} ＝ 1.034

S_{17} ＝ 0.932

S_{18} ＝ 0.898

S_{19} ＝ 0.881

S_{20} ＝ 0.89644

S_{21} ＝ 0.95051

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{18} ＝ 1.000

O_{19} ＝ 2.000

O_{20} ＝ 2.70000

O_{21} ＝ 2.40000

O_{22} ＝ 4.80000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

Q_{18} ＝ 1.000

Q_{19} ＝ 2.0000

Q_{20} ＝ 2.70000

Q_{21} ＝ 2.40000

Q_{22} ＝ 4.80000

R　平成 13 年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{14} ＝ 1.000

T_{15} ＝ 1.033

T_{16} ＝ 1.033

T_{17} ＝ 0.917

T_{18} ＝ 0.883

T_{19} ＝ 0.867

T_{20} ＝ 0.88350

T_{21} ＝ 0.93567